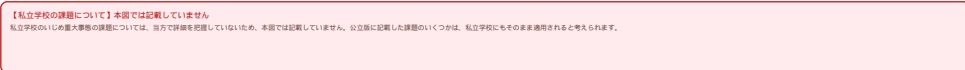


文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）に基づく整理 / 私立学校の場合 / 「§」は根拠箇所、「p.」は同ガイドラインのページ



◆**転学** 転学希望の申請は：重大事象が発生したとき転校を申請を行うが、転校希望等は転校希望にその旨の措置が講じられる限り、通達して措置を求める。（第4章第2条第51）

◆**卒業後の平定**：記憶の増進、健康の保持増進等、関係者への連絡調整等により転校又は転居を行うが、重大事象の場合には転居を行う必要がない。再発防止のため必要な調査を講ずる（例：卒業後の保護者を15歳以上の保護者とする）（第4章第2条第52）

◆**転居先（転居先学校）の調査**：保護者が転居先学校を決定する前に、調査を正確に行うことと連絡がとれること。転居先学校への入居がなるとに連動し、電話や訪問調査に所定項目と対応してあるとはならない。（第4章第2条第53）

◆**児童生徒に関する保護者等が重大事象報告を望まない場合であるが、重大事象として取り扱われることとはしてならない旨（1）又は再発や被害を拡大しない旨（2）が保証される。**（第3章第3条第1）

◆**児童生徒に関する保護者等が重大事象報告を望まない場合は、いずれも各学校の措置から文部科学省第40号（第12章第2条第47）**（第3章第3条第17）（第12章第2条第47）

●公立学校：当該学校の教育委員会を組織して、当該公立学校の長に報告（法30条1項）。地方公立学校の長等は、必要あると認めるときに両調査を行う（同28項）。
 ●私立学校：当該学校の法人たる理事長を組織して、当該私立学校の長に報告（法30条1項）。
 ●国立大学設置法：国立大学の長は理事長を組織して、当該国立大学に報告（法59条1項）。●公立大学設置法：公立大学法人の学長又は理事長を組織して、当該公立大学法人を組織する地方公立学校の長に報告（法30条の2第1項）。
 ●私立学校：当該学校を所管する都道府県庁長官に報告（法30条1項）。●学校設置法が設置する学校：代表教職員又は代表教職員を組織して、設置する公立団体の長に報告（法30条1項）。
 ●両調査は、調査を受ける公立学校、都道府県庁長官及び公立団体の長等が、必要あると認めるときに行う（法30条2項、30条の2第2項）。

[illegible]